



福岡県医発第1110号（地）

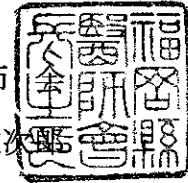
平成15年9月5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師

会長 関 原 敬 次



医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う病院報告の取扱いについて

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、今般、医療法施行規則の一部を改正する省令が施行され、「その他の病床」が本年8月末日をもってなくなることに伴い、病院報告の様式から「その他の病床」の記入欄を削除した医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する通知となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。



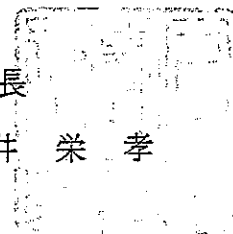
日医発第447号（地Ⅰ132）

平成15年9月1日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪井 栄孝



医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う病院報告の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省大臣官房統計情報部長及び医政局長連名により、各都道府県知事宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

本件は、「その他の病床」が本年8月末日をもってなくなることから、病院報告の様式から「その他の病床」の記入欄を削除した医療法施行規則の一部を改正する省令（平成15年8月8日厚生労働省令第128号）の施行に関する通知であります。

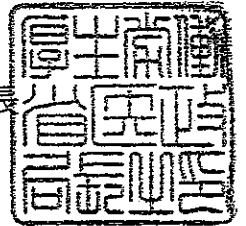
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



医政発第0808001号の2
平成15年8月8日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う病院報告
の取扱いについて

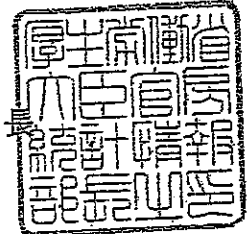
標記について、別添通知を各都道府県知事あてに発出したので、御了
知の上、関係者に周知していただくようお願いいたします。



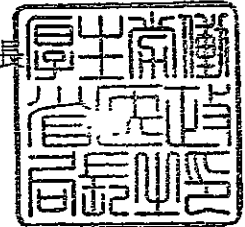
統 発 第 0 8 0 8 0 0 1 号
医 政 発 第 0 8 0 8 0 0 1 号
平 成 1 5 年 8 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



厚生労働省医政局長



医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う
病院報告の取扱いについて

今般、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成15年8月8日厚生労働省令第128号）が施行され、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の8に基づく病院報告の様式の一部が改正されたところである。その改正内容は下記1のとおりであるので、その運用に遺漏なきようご配慮願いたい。

また、これに伴い「病院報告について（平成10年4月30日付統発第150号・健政発第576号厚生省大臣官房統計情報部長・厚生省健康政策局長連名通知。以下「平成10年通知」という。）」についても、下記2のとおりその一部を改正するので、併せてご留意願の上、貴管内の保健所を設置する市の市長及び特別区の区長等に対する周知をよろしく願いたい。

記

1 医療法施行規則の一部改正について

平成13年3月1日に施行された「医療法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第141号）による病床の種別の変更に係る経過措置の期間

が平成15年8月末をもって満了となるため、病院報告の様式（別紙様式第一）中の改正前の病床区分に係る記入欄を削除したこと。

2 平成10年通知の改正について

上記1の改正等に伴い、平成10年通知を以下のように改めること。

- (1) 別紙1を別添のとおり改める。
- (2) 「第2 報告要領」において、「1 患者票に関する事項」(1)ウ中、「10日以内」を「5日以内」に改め、(4)中、「平成10年4月分」を「平成15年9月分」に改め、「平成10年4月30日」を「平成15年8月8日」に改める。
- (3) 「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

病 院 報 告 (患者票)

平成__年__月分

都道府県名

施設名

保健所名

所在地

※ 保 健 所 符 号

※ 整 理 番 号

区	分	在 院 患 者 数	月 末 在 院 患 者 数	新 患 者 数	同 一 医 療 機 関 内 の 他 の 病 床 へ 移 さ れ た 患 者 数	退 患 者 数	同 一 医 療 機 関 内 の 他 の 病 床 へ 移 さ れ た 患 者 数	月 病 床 数	末 床 数
総	数								
精 神 病 床	(1)								
感 染 症 病 床	(2)								
結 核 病 床	(3)								
療 養 病 床	(4)								
一 般 病 床	(5)								

外 来 患 者 延 数

備 考

注： 1 ※印は保健所で記入すること。
2 療養病床を有する診療所については、当該療養病床に關してのみ「療養病床」(4)欄に記入すること。

(改正後全文)

平成10年4月30日統発第150号・健政発第576号
最終一部改正 平成15年8月8日統発第0808001号・医政発第0808001号

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長

厚生労働省医政局長

病院報告について

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第13条に規定する標記報告については、従来から種々ご高配を煩わしているが、今般、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第55号）により、従来の病院報告の対象者の拡大及び様式の一部改正が行われ、平成10年4月30日から施行されたところである。また、併せて「病院報告記入要領及び審査要領」を改正し、別途送付することとしているので、今後は下記事項に十分留意のうえ、貴管内の病院及び療養病床を有する診療所並びに保健所に対し、周知徹底され、本報告事務遂行上遺憾のないようご配慮願いたい。

また、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長に対しては、貴職からよろしく御伝達願いたい。

なお、「病院報告について」（昭和48年10月31日統発第413号各都道府県知事あて厚生省大臣官房統計調査部長、医務局長連名通知）は平成10年4月29日限りこれを廃止する。

記

第1 趣旨

この報告は、わが国の病院及び療養病床を有する診療所（以下「病院等」という。）から提出される医療法施行規則（以下「規則」という。）第13条に規定する別記様式第一の病院報告（患者票）（別紙1）により入院・外来等の患者数（療養病床を有する診療所については当該療養病床の入院患者

数)を毎月把握するとともに、病院から提出される別記様式第一の二の病院報告(従事者票)(別紙2)により業務の種類別従事者数を毎年把握して、医療行政の基礎資料とするものである。

第2 報告要領

この報告は、厚生労働大臣が都道府県知事及び保健所長の協力を得て、全国の病院等の管理者(医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第10条に規定する管理者をいう。以下同じ。)から徴集するものである。

1 患者票に関する事項

(1) 病院等の管理者の業務

この病院報告は、次により毎月中の事実をとりまとめ月報として、病院等の所在地を管轄する保健所長に提出すること。

ア 現に開設中の病院等にあつては、毎月1日から末日までの事実を、翌月5日までに提出すること。

イ 新たに開設した病院等は、都道府県知事の使用許可(法第27条)を受けた後に開設した日(医師又は歯科医師が開設する診療所にあつては当該療養病床に係る使用許可を受けた日とする。)から月末までの事実を翌月5日までに提出すること。

なお、備考欄に「開設年月日」を記入すること。

ウ 現に開設中の病院等が月の途中で休止(法第8条の2第2項)又は廃止(法第9条)した場合は、月始めから休止又は廃止の日までの事実を、休止又は廃止の日から5日以内に提出すること。

なお、備考欄に「休・廃止年月日」を記入すること。

エ 再開(法第8条の2第2項)した病院等にあつては、再開の日から月末までの事実を翌月5日までに提出すること。

なお、備考欄に「再開年月日」を記入すること。

注1 この通知の中で「都道府県知事の使用許可」とあるのは、国又は国に準ずる者が開設する施設については、法第6条及び医療法施行令(昭和23年政令第326号)第1条の規定にもとづき「厚生労働大臣又は都道府県知事の承認」と読み替えること。

2 病院の分院又は分病棟は、法の規定にもとづき独立した病院として開設許可を受けて更に使用許可を受けたものだけを対象とし、法上独立した病院とみなされないものは、親病院に含めて報告する取扱いであること。

3 「感染症病床」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)第38条第2項の規定による感染症指定医療機関の指定に係る病床のことであり、それ以外は、この報告の対象としない取扱いであること。

(2) 保健所長の業務

病院等の管理者から提出された報告は、提出のあった日から5日以内に、次により都道府県知事に提出すること。なお、保健所を設置する市

又は特別区の保健所長は、前記の期間内に当該市の市長又は特別区の区長を経由して都道府県知事に提出すること。

ア 報告は管内の病院等からもれなく提出されたかどうかを確認すること。

イ 各報告については、別途送付する「病院報告記入要領及び審査要領」において定められた審査要領（以下「病院報告審査要領」という。）により審査すること。

ウ 審査終了後は、「病院報告記入要領及び審査要領」において定められた送付手続（以下「病院報告送付手続」という。）により管内の報告を一括して提出すること。

(3) 都道府県知事の業務

保健所長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長から提出された報告は、提出のあった日から10日以内に次により厚生労働大臣に提出すること。

ア 報告は、もれなく提出されたかどうかを病院報告台帳と照合し確認すること。

イ 各報告については病院報告審査要領により審査すること。

ウ 各報告の記載事項を病院報告台帳に移記及び照合すること。

エ 審査終了後は、病院報告送付手続により、各報告を一括して提出すること。

(4) 平成15年9月分以降の患者票について

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行により、別記様式第一の病院報告（患者票）が平成15年8月8日から別紙1のとおり変更されたところであり、平成15年9月分以降の報告については、別途送付の「病院報告（患者票）」の用紙を用いて報告すること。

なお、平成15年9月分の報告であって、変更前の「病院報告（患者票）」の用紙を用いて報告されたものについては、変更後の別記様式第一の病院報告（患者票）の各欄に掲げる事項が記載されているものであれば、変更後の様式に基づき報告されたものとして取り扱うものであること。

2 従事者票に関する事項

(1) 病院の管理者の業務

病院の管理者は、毎年10月1日現在在籍する従事者の状況により従事者票に記入し、10月5日までに、病院の所在地を管轄する保健所長に提出すること。

(2) 保健所長及び都道府県知事の業務は、患者票の場合と同様とすること。

（附註）和 昇 院 藥

名 縣 府 道 都

施設名

保 健 所 名

所在地

※	保 健 所 符 号		
---	-----------	--	--

※	整理番号								
---	------	--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible][illegible]

考 備	
--------	--

注： 1 ※印は保健所で記入すること。
2 療養病床を有する診療所については、当該療養病床に関する「療養病床」(4)欄に記入すること。

病院 報 告 (従事者票)

平成 年 分

都道府県名

保健所名

病院名

所在地

※保健所符号

※整理番号

職	種		従事者数		職	種		従事者数		職	種		従事者数	
	常勤	非常勤 (常勤換算)				(01)	(02)				(29)	(30)		
医師	常勤	非常勤 (常勤換算)			看護業務補助者	(15)	(16)			柔道整復師	(29)	(30)		
	常勤	非常勤 (常勤換算)			理学療法士(PT)	(17)	(18)			管理栄養士	(31)	(32)		
歯科医師	常勤	非常勤 (常勤換算)			作業療法士(OT)	(19)	(20)			栄養士	(33)	(34)		
	常勤	非常勤 (常勤換算)			視能訓練士	(21)	(22)			精神保健福祉士	(35)	(36)		
薬剤師	実人員	(常勤換算)			言語聴覚士	(23)	(24)			社会福祉士	(37)	(38)		
	実人員	(常勤換算)			義肢装具士	(25)	(26)			介護福祉士	(39)	(40)		
保健師	実人員	(常勤換算)			歯科衛生士	(27)	(28)			その他の技術員	(41)	(42)		
	実人員	(常勤換算)			歯科技工士	(29)	(30)			医療従事者	(43)	(44)		
助産師	実人員	(常勤換算)			診療放射線技師	(31)	(32)			事務職員	(45)	(46)		
	実人員	(常勤換算)			診療エックス線技師	(33)	(34)			その他の職員	(47)	(48)		
看護師	実人員	(常勤換算)			臨床検査技師	(35)	(36)			備考	(49)	(50)		
	実人員	(常勤換算)			衛生検査技師	(37)	(38)							
准看護師	実人員	(常勤換算)			臨床工学技士	(39)	(40)							
	実人員	(常勤換算)			あん摩マッサージ指圧師	(41)	(42)							

注: 1 ※印は保健所で記入すること。
 2 (15)～(38)は常勤換算後の数値を記入すること。